

宮崎県の高病原性鳥インフルエンザ
発生に伴う庁内連絡会議
(持ち回り開催)

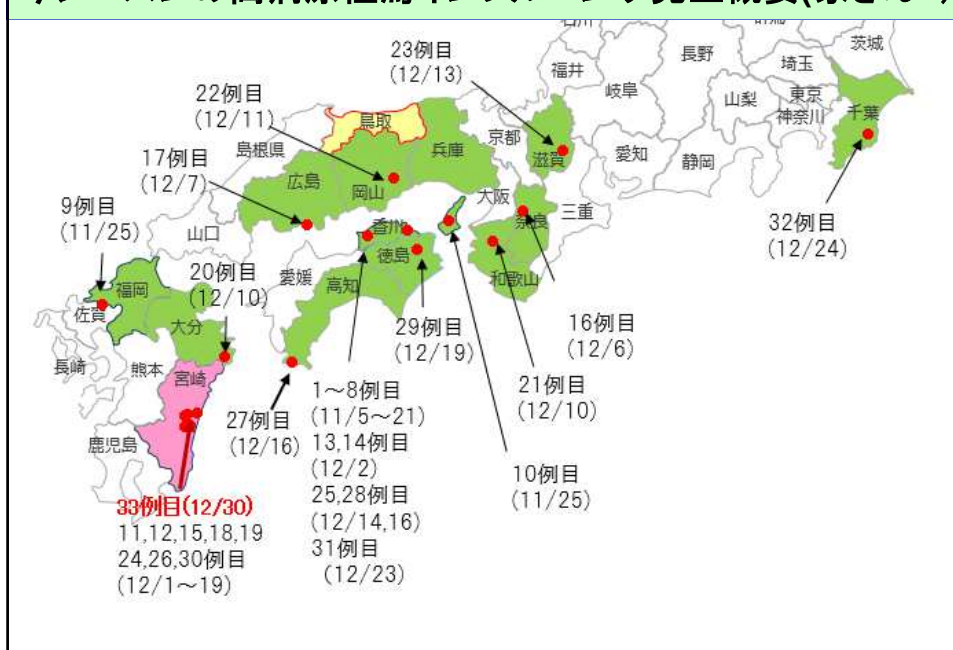
日時：令和2年12月30日（水）

出席：知事、危機管理局、
生活環境部、農林水産部

会議内容

- 1 宮崎県小林市における高病原性鳥インフルエンザ発生概要
- 2 国及び鳥取県の対応
- 3 年末年始の対応
- 4 鳥取県からのお願い

今シーズンの高病原性鳥インフルエンザ発生概要(家きん1)



今シーズンの高病原性鳥インフルエンザ発生概要(家きん1)

	発生地	鶏種	発生日	飼養羽数	防疫措置完了日	その他
1	香川県三豊市	採卵鶏	11月5日	317,201羽	11月15日	
2	" 東かがわ市	採卵鶏	11月8日	46,259羽	11月12日	11/28搬出制限解除
3	" 三豊市	種鶏	11月11日	10,587羽	11月21日	
4	" 三豊市	種鶏	11月13日	10,334羽	11月17日	
5	" 三豊市	採卵鶏	11月15日	77,089羽	11月25日	
6	" 三豊市	採卵鶏	11月20日	366,174羽	12月11日	(関連4農場含)
7	" 三豊市	採卵鶏	11月20日	439,267羽	12月12日	
8	" 三豊市	採卵鶏	11月21日	75,349羽	12月7日	
9	福岡県宗像市	肉用鶏	11月25日	91,945羽	11月28日	
10	兵庫県淡路市	採卵鶏	11月25日	145,024羽	12月3日	
11	宮崎県日向市	肉用鶏	12月1日	約40,000羽	12月2日	
12	" 都農町	肉用鶏	12月2日	約30,000羽	12月2日	
13	香川県三豊市	採卵鶏	12月2日	347,809羽	12月12日	(関連1農場含)
14	" 三豊市	採卵鶏	12月2日	19,233羽	12月7日	
15	宮崎県都城市	肉用鶏	12月3日	約36,000羽	12月3日	

今シーズンの高病原性鳥インフルエンザ発生概要(家きん2)

	発生地	鶏種	発生日	飼養羽数	防疫措置完了日	その他
16	奈良県五條市	採卵鶏	12月6日	77,386羽	12月7日	
17	広島県三原市	採卵鶏	12月7日	136,952羽	12月9日	
18	宮崎県都市	肉用鶏	12月8日	約60,000羽	12月8日	
19	宮崎県小林市	肉用鶏	12月8日	約43,000羽	12月8日	
20	大分県佐伯市	肉用鶏	12月10日	55,500羽	12月11日	(関連2農場含)
21	和歌山県紀の川市	採卵鶏	12月10日	約67,580羽	12月13日	
22	岡山県美作市	採卵鶏(育雛)	12月11日	約640,000羽	12月17日	(関連1農場含)
23	滋賀県東近江市	採卵鶏	12月12日	約11,000羽	12月14日	
24	宮崎県宮崎市	採卵鶏	12月14日	約126,000羽	12月17日	(関連2農場含)
25	香川県三豊市	採卵用種鶏	12月14日	約28,000羽	12月17日	
26	宮崎県日向市	肉用鶏	12月14日	約66,000羽	12月15日	(食鳥処理場合)
27	高知県宿毛市	採卵鶏	12月16日	約32,000羽	12月19日	
28	香川県三豊市	肉用鶏	12月16日	約29,000羽	12月19日	(関連1農場含)
29	徳島県阿波市	採卵鶏	12月19日	約10,000羽	12月20日	
30	宮崎県宮崎市	肉用種鶏	12月19日	約34,000羽	12月20日	

※ 青字は庁内連絡会議を持回り開催した発生事例

今シーズンの高病原性鳥インフルエンザ発生概要(家きん3)

	発生地	鶏種	発生日	飼養羽数	防疫措置完了日	その他
31	香川県三豊市	肉用鶏	12月23日	25,416羽	12月25日	
32	千葉県いすみ市	採卵鶏	12月24日	約1,160,000羽	作業中	
33	宮崎県小林市	肉用鶏	12月30日	約154,000羽	作業中	

合計33事例 45農場 478万羽

宮崎県小林市の発生事例概要

- 1 農場概要
所在地:宮崎県小林市
宮崎県5例目の移動制限区域内
飼養状況:肉用鶏(約15.4万羽)
- 2 経過
12/29 農場から家畜保健衛生所に通報
立入検査で簡易検査陽性
遺伝子検査開始
12/30 午前5時、遺伝子検査でH5亜型を確認
- 3 宮崎県の対応
対策会議開催、殺処分を開始
消毒ポイントの設定9箇所
移動制限11戸約37万羽、搬出制限97戸約385万羽

国の対応

- 1 「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」開催
(12月30日(水)持ち回り)
- 2 農林水産省及び農研機構動物衛生研究部門の専門家を現地に派遣し感染状況、感染経路等把握
- 3 宮崎県の殺処分、焼埋却等防疫措置の支援のため必要に応じ「緊急支援チーム」を現地に派遣
- 4 疫学調査チームを現地へ派遣
- 5 全都道府県へ改めて注意喚起し、早期発見、早期通報の徹底を通知。

※ 宮崎県から派遣要請無し

鳥取県の対応(家きん)

- 1 宮崎県の発生情報の周知
- 2 県内全81養鶏場への間取り実施 異常無し、疫学関連無し
- 3 注意喚起、指導
 - ・農場出入口の消毒、降雪前の防鳥ネットの点検、早期通報、特に注意するポイントについてFAX済
 - ・降雪後にも防鳥ネットの点検、消石灰の追加散布をFAX済。鶏舎に入る際の手指消毒、長靴の履き替え指導
- 4 養鶏農場への立入検査、家畜伝染病予防法第30条に基づく消毒命令(消石灰4,000袋配布完了12/28)
- 5 養鶏農場の堆肥舎、資材庫の防鳥ネット設置等支援
- 6 発生に備えた防疫訓練 本庁:12/17、18 246名参加
地方機関は実施済
- 7 中国地方5県の広域連携協定に基づき岡山県へ資材貸与

今シーズンの鳥インフルエンザ検出状況(野鳥1)

11/5以降、環境省は野鳥サーベイランスの対応レベルを3に引き上げて監視を強化中。

番号	回収場所	検体	回収日	確定検査	監視重点区域指定・解除
1	北海道紋別市	野鳥糞便	10/24	H5N8亜型	指定10/30 → 解除11/23
2	鹿児島県出水市	環境(水)	11/9	H5N8亜型	指定11/13
3	鹿児島県出水市	野鳥糞便	11/5	H5N8亜型	指定11/17
6	鹿児島県出水市	環境(水)	11/16	H5N8亜型	指定11/13 (2と同じ)
7	新潟県阿賀野市	環境(水)	11/16	H5N8亜型	指定11/25 → 解除12/16
9	鹿児島県出水市	環境(水)	11/23	H5N8亜型	指定11/13 (2と同じ)
10	新潟県阿賀野市	野鳥糞便	11/16	H5N8亜型	指定11/25 (7と同じ) → 解除12/16
11	和歌山県和歌山市	死亡野鳥(オシドリ)	12/3	H5N8亜型	指定12/3
12	鹿児島県出水市	環境(水)	11/30	H5N8亜型	指定11/13 (2と同じ)
13	岡山県小田郡矢掛町	死亡野鳥(ハヤブサ)	12/4	H5N8亜型	指定12/4
14	宮崎県延岡市	野鳥糞便	11/30	H5N8亜型	指定12/9
15	宮崎県都農町	野鳥糞便	11/30	H5N8亜型	指定12/9
16	香川県三豊市	死亡野鳥(ノスリ)	12/8	H5N8亜型	指定12/10
17	鹿児島県出水市	環境(水)	12/7	H5N8亜型	指定11/13 (2と同じ)
18	鹿児島県出水市	環境(水)	12/7	H5N8亜型	指定12/11
(19)	鳥取県鳥取市	野鳥糞便	12/7	H5N8亜型	指定12/12
(22)	鳥取県鳥取市	環境(水)	12/9	H5N8亜型	指定12/12 (19と同じ)
23	鹿児島県出水市	環境(水)	12/14	H5N8亜型	指定11/13 (2と同じ)
24	鹿児島県出水市	環境(水)	12/14	H5N8亜型	指定12/11 (18と同じ)

今シーズンの鳥インフルエンザ検出状況(野鳥2)

番号	回収場所	検体	回収日	確定検査	監視重点区域指定・解除
25	鹿児島県出水市	死亡野鳥(ナベヅル)	12/18	H5N8亜型	指定12/19
27	奈良県吉野郡大淀町	死亡野鳥(オオタカ)	12/20	H5N8亜型	指定12/20
28	鹿児島県出水市	衰弱野鳥(オシドリ)	12/22	H5N8亜型	指定12/23
29	埼玉県比企郡ときがわ町	死亡野鳥(フクロウ)	12/23	検査機関で検査中	指定12/24
30	鹿児島県出水市	環境(水)	12/21	H5N8亜型	指定11/13(2と同じ)
(3)	鳥取県鳥取市	野鳥糞便	12/21	H5N8亜型	指定12/12(19と同じ)

(鹿児島県出水市、北海道倶知安町、北海道古平町、大分県宇佐市、鹿児島県出水市で回収された死亡野鳥(番号4、5、8、20、21、26)については、確定検査で高病原性鳥インフルエンザではないことが確認され、野鳥監視重点区域は解除されました。)

○ウイルス検出・検査中合計箇所数：10道県15箇所

○監視重点区域指定中(野鳥)：13箇所

国内における高病原性鳥インフルエンザ発生・検出状況



鳥取県の対応(野鳥)

1 野鳥における高病原性鳥インフルエンザ関係調査・監視体制

- 東部の野鳥監視重点区域(検体採取の翌日から30日間:1/20まで)の設定
範囲については毎日、その他の地域は隔日で監視を実施
野鳥監視重点区域:ウイルス検出地点の周囲半径10km圏内
- 上記以外の河川、湖沼等の監視についても監視頻度を上げて実施
(中部10カ所、西部:29カ所、週2回)
- 年末年始についても上記の監視頻度で引き続き野鳥監視を継続する。
- 今までのところ県内で野鳥の異常死等は確認されていない。

2 調査の実施状況

- 野鳥の調査
 - ・異常な野鳥や死亡又は衰弱した野鳥を対象として、環境省の「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、ウイルスの保有状況を調査
- 環境省の糞便調査
 - ・米子水鳥公園で10/20に調査(11/16 検査結果陰性)。
12/15に追加調査(12/23 低病原性鳥インフルエンザ検出)
- 鳥取大学と連携した調査
 - ・12/9に鳥取市気高町日光で検体を採取、12/15に環境水(水田の水)1検体から高病原性鳥インフルエンザウイルスを検出
 - ・12/18に東郷池で検体を採取、12/25に陰性確認(西部では1月に検査を実施する方向で調整中)

鳥取県の対応(野鳥)

3 県民への情報提供等

- 野鳥関係団体、関係機関等と連携を図り、正確な情報提供を実施
 - ホームページ等で野鳥や野鳥を捕食する小動物との接し方についても周知徹底
 - 異常な野鳥や死亡又は衰弱した野鳥に関する情報の早期通報体制を再確認
- * 10/30~12/29 鳥インフルエンザ相談件数107件 (東部:33件、中部:22件、西部:52件)

4 その他愛玩鳥(家きんを除く)飼育者への情報提供

- 動物取扱業者等への情報提供と注意喚起

年末年始の対応

1 鳥インフルエンザに関する対応窓口の設置(24時間対応しています)

・野鳥、愛玩鳥等の相談(休日対応)

■野鳥、愛玩鳥に関する相談窓口

緑豊かな自然課	0857-26-7979 (夜間休日 0857-26-7777)
中部総合事務所生活環境局	0858-23-3149 (夜間休日は転送)
西部総合事務所生活環境局	0859-31-9320 (夜間休日 0859-34-6211)

・食の安全、人の健康等の相談(休日対応)

■食の安全に関する相談窓口

鳥取市保健所 生活安全課	0857-30-8552 (夜間休日 0857-22-8111)
中部総合事務所生活環境局	0858-23-3117 (夜間休日は転送)
西部総合事務所生活環境局	0859-31-9321 (夜間休日 0859-34-6211)

■人の健康に関する相談窓口

鳥取市保健所 保健医療課	0857-30-8532 (ガイダンス等により24時間対応可)
中部総合事務所福祉保健局	0858-23-3145 (")
西部総合事務所福祉保健局	0859-31-9317 (")

・県庁受付

0857-26-8663 (平日、夜間、休日)

- 2 農場からの緊急通報に対する緊急立入の体制準備
各家畜保健衛生所が24時間対応(通報先は生産者に連絡済み)
- 3 発生時の庁内連絡体制及び全庁動員体制を整備済み
- 4 協定締結先等との連絡先の確認
建設業協会、トラック協会、建設機械レンタル協会等

県民の皆様へのメッセージ

- 家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。
- 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えられていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。
 - ・野鳥を素手で触らないでください。
 - ・野鳥や野鳥の排泄物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の排泄物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。
 - ・異常な野鳥や死亡又は衰弱した野鳥を見つけた時は、緑豊かな自然課、最寄りの県総合事務所生活環境局に連絡し、その指示に従ってください。
※異常な野鳥：首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような神経症状、重度の結膜炎等を発症している野鳥
- 隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。
清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥と接触させないようにし、鳥の排泄物に触れた後には手洗いやうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。
- 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

鳥インフルエンザに関する御相談については、各対応窓口まで御連絡ください。

【参考】

食品安全委員会
Food Safety Commission

2004年3月11日 (別添1)

(注) 2014年4月24日更新

鳥インフルエンザについて
鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方

鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

我が国の現状においては、以下の理由から、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザ(ウイルス)がヒトに感染する可能性はないと考えています。

- ・ ウイルスがヒトの細胞に入り込むための受容体は**鳥の受容体とは異なること**
- ・ ウイルスは酸に弱く、**胃酸で不活化**されると考えられること

(注) 高病原性鳥インフルエンザと低病原性鳥インフルエンザをともに対象にした考え方です。

☆ 海外への渡航の場合は、**注意が必要です**。→ [補足]参照

☆ 我が国の鶏肉や鶏卵については、発生時の家畜防疫上の措置や日々の殺菌・消毒等の衛生管理が実施されています。→ [参考情報]参照

☆ なお、食中毒予防の観点から、鶏肉を食べる場合は、生で食べることはひかえ、中心部までよく加熱する等十分注意してください。